

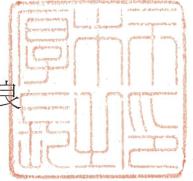
令和 5 年 1 月 5 日

公益社団法人

神奈川県宅地建物取引業協会

県央支部 支部長 三橋 義人 様

厚木市長 小林 常良



令和 4 年度厚木市に対する要望書について（回答）

平素、市政の運営に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般いただきました要望書につきまして、次のとおり回答申し上げます。

1. 厚木市都市計画審議会参画について（新規要望事項）

○厚木市都市計画審議会の委員に選出を要望いたします。

不動産取引を通じて得られた知見を提供し、厚木市の発展に寄与するため、厚木市都市計画審議会に参画させて頂きたいと考えております。現在の厚木市都市計画審議会委員の任期が令和 5 年 11 月 21 日迄となっておりますので、令和 5 年 11 月 22 日からの委員選出を要望いたします。

【回答】都市計画課

都市計画審議会の委員につきましては、審議会の性格や法令等を総合的に勘案し選任しております。なお、改選の際には、同様の観点から選任してまいります。

2. 生活保護受給者の家賃扶助・残置動産について（新規要望事項）

①住宅扶助費（家賃）の代理納付が停止される際、賃貸借契約の実情に合わせた 1 ヶ月以上前の事前連絡または連絡後 1 ヶ月分の賃料の納付を要望いたします。

生活保護受給停止や入院等により家賃の代理納付が停止される際、連絡が無いまたは停止後の連絡となっており、さらに返還要請を受ける場合があり、一般の賃貸借契約の実情とかけ離れた対応を余儀なく行われていることから、貸主が「今後は生活保護者に対し貸さない」という形になり、生活保護者に対する住居の確保が難しくなる問題が発生しておりますので、対応をお願いいたします。

【回答】生活福祉課

住宅扶助費の代理納付の停止につきましては、停止事由（入院期間が 1 か月を超え

る場合や、増収等)を事前に予測することが難しく、代理納付停止後は、借主本人から賃料を納付していただくこととなります。

代理納付を適用している利用者につきましては、住宅扶助費等代理納付事務処理要綱に基づき、保護の変更により住宅扶助費及び共益費に変更が生じた場合は、速やかに利用者及び家主、管理業者等に対して、文書により通知しております。

②生活保護受給者が行方不明または死亡した場合の動産処分を要望いたします。

生活保護受給者が行方不明または死亡した場合、居室内に動産が取り残されてしまい、その処分を行って頂ける場合と頂けない場合が存在しています。その差異について基準があれば事前に開示をお願いいたします。

【回答】生活福祉課

生活保護利用者が行方不明や死亡した場合の動産処分につきましては、その事実を把握した時点で保護が廃止となることから、居室内に残された残置物や遺留品等の処分費用を生活保護制度において支給することはできません。また、所有権や相続の問題が生じることから、強制的に処分することもできません。

本市といたしましては、引き続き生活保護制度の改正を国に要望してまいります。

3. 厚木市空き家対策について（新規要望事項）

○厚木市広報誌や掲示板、公式SNS等での広報宣伝活動を要望いたします。

厚木市空き家バンクに関して継続して運用されており、以前のように新規登録物件の情報提供が無いのは、空き家所有者からの登録が減っていると伺いました。引き続き空き家バンクの運用活用を促進していくには、更なる一般消費者への周知の為、広報宣伝活動を要望いたします。

【回答】住宅課

空き家バンクにつきましては、平成30年4月から国が実施する全国版空き家バンクに参画しておりますが、現在のところ登録物件はございません。

空き家バンクへの登録は、不動産事業者を介さず所有者が交渉、契約を希望する物件などに限られております。一方で本市の空き家物件は、民間の市場に流通すれば取引が成立して活用が見込まれることなどから、登録者が少ないものと考えております。

しかしながら、今後は人口減少が進み、空き家の増加が想定されます。今後は、空き家バンクの周知に努めるとともに、不動産関係団体と連携を図り、空き家の利活用について更に研究してまいります。

4. ごみの戸別収集について（継続要望事項）

①ゴミの戸別収集のスケジュール及び有料化の時期について厚木市のお考えを教

えて下さい。

【回答】環境事業課

戸別収集につきましては今年度、厚木北、厚木南、依知南をモデル地区に追加しており、今後の方向性について更なる検証を行っているところです。

戸別収集のスケジュール及び有料化の時期につきましては、現時点では未定です。

②ゴミの戸別収集が開始された場合、開発事業で設置したゴミ集積所の取扱について厚木市のお考えを教えてください。

以前よりゴミの戸別収集、有料化につきましては超高齢化社会、ゴミの減量、ゴミ紛争回避等の諸問題に対応する為、有効な方法として継続的に要望をさせて頂いております。

2019年5月から金田・小野・まつかげ台の3地区をモデル地区として、もえるゴミの戸別収集（資源ゴミ等は今までの集積所）を開始し、1年間のモデル事業で約12%のもえるゴミの削減となり、2022年10月からは厚木北地区・厚木南地区・依知南地区全域にモデル地区を拡大し、戸別収集を含めた収集方法の検討を行うことと伺っております。

将来的には、そこで得られた成果や課題をふまえ、厚木市全域においてゴミの戸別収集・資源ゴミ等の収集方法等や有料化が進むことが考えられますが、特定開発事業開始時のゴミ集積所設置基準についての見直しおよび既設のゴミ集積所の取扱について厚木市のお考えを教えてください。

【回答】環境事業課、まちづくり指導課

本市では、一般廃棄物処理基本計画に「戸別収集を含めた収集方法の検討」を位置付け、もえるごみの戸別収集についてモデル地区の拡大を進めております。

一方、資源物については、集積所収集を基本としているため、現時点では集積所を残す方向で考えております。

また、特定開発事業開始時のごみ集積所につきましては、社会情勢の変化に対応するため、まちづくり条例の見直しが必要であると考えておりますので、ごみ集積所設置基準の見直しについてもその中で検討してまいります。

5. 狭あい道路について（継続要望事項）

①重要路線のうち下記路線の整備促進を要望いたします。

○昨年度に続き、下記の重要路線について、進捗状況および課題等のご公表をお願いいたします。

ア) 厚木市道 2-03 もみじ通り東から国道 129 号線交差点に向かう路線

【回答】道路整備課

市道下之谷恩名線につきましては、厚木土木事務所北側から厚木郵便局前信号に向かう箇所の交通混雑緩和に向け、車線を追加するなどの道路拡幅を計画しております。現在、地権者や関係機関と継続的に調整を進めております。

しかしながら、令和2年度に実施した一部測量（境界立会）において、地権者との交渉に時間を要しておりますので、引き続き調整を行ってまいります。

イ) 厚木市道 2-04 田村堀通南から「あつぎ大通り」に合流する路線

【回答】道路整備課

市道昭和用水線につきましては、道路東側の歩道を拡幅することで歩行者の更なる安全確保が図られると考えております。

歩行者の乱横断や車道へのはみだしがなくなり、車両の走行性も向上することから、昨年度において詳細設計を実施し、今年度は昭和用水管理者や各占用企業と移設等工事に向けた調整を進めております。

今後につきましては、整備に伴う方針が決定次第、工事に着手するとともに更なる交通混雑解消に向けて検討してまいります。

ウ) 厚木市道 A-248 厚木郵便局南側の路線

【回答】道路整備課

市道 A-248 号線につきましては、交通混雑緩和に向け道路の拡幅計画をしております。令和3年度に測量及び実施設計を行い、厚木郵便局の出入り口等の計画を含め検討しております。

しかしながら、厚木郵便局及び厚木土木事務所の敷地面積の減少による土地利用形態等に大きな変更が生じるため、交渉に時間を要しておりますので、引き続き調整を行ってまいります。

②狭あい道路などの用地買収に関して、民間業者との提携実現を要望いたします。

狭あい道路等の用地買収に関して、民間業者との提携について、厚木市と宅地建物取引業協会県央支部の意見交換会の開催を要望いたします。

【回答】道路管理課

意見交換会につきましては昨年度、書面会議で開催させていただきました。

今年度も新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、書面会議として調整してまいります。

6. 市街地交通集中による渋滞の緩和策について（継続要望事項）

○下記の路線について、進捗状況および課題等のご公表をお願いいたします。

エ) 市道 A240（厚木市文化会館前交差点）

朝夕の交通混雑解消のための左折レーン検討状況

【回答】道路整備課

文化会館前交差点につきましては、国道 246 号と市道 1-01 号（厚木環状 1 号線）が交差する東側の旭町 5 丁目交差点までの約 420m の区間に 4 箇所の信号機付き交差点があり、朝夕の時間帯で交通混雑が発生しております。

そのため、市道昭和用水線を使って交通の分散化を図ることが有効手段の一つであると考えられますので、昨年引き続き、小田急線高架下交差点に左折レーンの新設を含め検討しております。

また、地権者交渉に時間を要していることから、民間の土地利用の状況を鑑みながら用地交渉を進めてまいります。

オ）厚木市道 2-03（もみじ通り東から国道 129 号線に向かう路線）

道路拡幅のために着手された測量の進捗状況等

【回答】道路整備課

5 ア）と同内容となります。

カ）厚木市道 2-04（田村堀通南から「あつぎ大通り」に合流する路線）

狭あい道路とも重複しますが、測量進捗や事業着手の見込み等

【回答】道路整備課

5 イ）と同内容となります。

7. 厚木市開発審査会提案基準について（継続要望事項）

○厚木市開発審査会提案基準の要綱制定を要望いたします。

厚木市および県央地区の発展のため、厚木市内に於いて工場および倉庫の建築が可能となる基準の要綱制定を要望いたします。

【回答】開発審査課

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。工場及び倉庫が乱立すると自然や農地とが混在し、互いが阻害しあう無秩序な市街化が拡散する恐れがあります。

市街化調整区域における工場及び倉庫の建築につきましては、厚木市都市計画マスタープランの方針に基づき、土地区画整理事業等の手法により計画的にまちづくりを行っており、開発審査会提案基準にはなじまないものと考えております。

なお、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく特定流通業務施設である倉庫につきましては、開発審査会提案基準を設けており基準に適合するものは建築することができます。

8. 文化財保護法の改善について（継続要望事項）

○開発事業等の事業者に対し、その経費負担による記録保存のための調査の実施を求める「埋蔵文化財の保護と円滑化等について（平成 10 年 9 月 29 日付文化庁

次長通知)」によりその費用負担を開発事業等の事業者が負担するとなっておりますが、その負担の撤廃を要望いたします。

【回答】文化財保護課

開発事業等に伴う埋蔵文化財の本発掘調査の費用につきましては、当該事業者負担をお願いしております。

この理念は、埋蔵文化財が我が国の歴史、とりわけ大地に刻まれた歴史を解明する上で重要な価値を有する国民共有の財産であるということにあります。その財産を現状のまま保存することができない場合、文化財保護法第93条第2項による指示等に基づき、原因者である開発事業等の事業者記録保存のための調査費用を負担していただいているものです。

なお、開発前の事前確認調査につきましては、原則として本市が公費により実施しております。

事業者の費用負担の軽減につきましては、引き続き、県を通じて国へ要望してまいります。

回答担当	福祉部 生活福祉課	電話 225-2211
	循環型社会推進担当 環境事業課	電話 225-2790
	まちづくり計画部 都市計画課	電話 225-2401
	〃 住宅課	電話 225-2330
	〃 まちづくり指導課	電話 225-2420
	〃 開発審査課	電話 225-2441
	道路部 道路管理課	電話 225-2300
	〃 道路整備課	電話 225-2317
	社会教育部 文化財保護課	電話 225-2509
	要望受付担当 市長室 広報課	電話 225-2043